

## 小山市中小企業S B T認定取得支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の中小企業者の脱炭素化を促進し、温室効果ガスの排出の削減を図るため、中小企業向けS B T認定を取得した中小企業者に対し、小山市中小企業S B T認定取得支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 温室効果ガス 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。
- (2) S B T パリ協定が求める水準と整合した、5年～15年先を目標年として企業が設定する温室効果ガス排出削減目標をいう。
- (3) 中小企業向けS B T認定 国際認定機関が、中小企業の設定するS B Tについて審査し国際的な基準に適合することを認定したものをいう。
- (4) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する者をいう。
- (5) 事業所 市内に所在する工場又は事務所その他の事業場をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 中小企業向けS B T認定を取得していること。
- (2) 市内に本社又は主たる事業所を有すること。
- (3) 市内で1年以上事業活動を営んでおり、引き続き市内において事業を継続する意思を有する中小企業者
- (4) 市税の滞納がないこと。
- (5) この要綱に規定する補助金以外に他の制度による同種の補助金の交付を受けていない、又は受ける予定がないこと。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、交付対象者としな<sup>い</sup>。
- (1) 役員等（理事、取締役、執行役、監事、監査役その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、小山市暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第6条第1項に規定する密接関係者である者
  - (2) 前号に掲げる者のほか、市長が適当でないと認める者  
（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- (1) 中小企業向けS B T認定取得に要するコンサルタント料
- (2) 中小企業向けS B T認定取得に要する申請費用  
（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、100万円を上限とする。

- 2 補助金の交付は、1の交付対象者につき、1回限りとする。  
（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、中小企業向けS B T認定を取得した日から60日以内に、小山市中小企業S B T認定取得支援事業補助金交付申請書兼請求書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 中小企業向けS B T認定取得に係る申請書の写し
- (2) 中小企業向けS B T認定取得を証する書類の写し
- (3) 補助対象経費の金額が確認できる書類の写し
- (4) 納税証明書（市税に係るものに限る。）
- (5) 法人の登記事項証明書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
（補助金の交付決定等）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、小山市中小企業S B T認定取

得支援事業補助金交付決定通知書又は小山市中小企業S B T認定取得支援事業補助金不交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金の交付の決定をした者（以下「交付決定者」という。）に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

（報告及び調査）

第8条 市長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、申請者又は交付決定者（以下「申請者等」という。）に対し、必要な報告を求め、又は調査することができる。

2 申請者等は、前項の規定により市長から報告又は調査を求められたときは、これに協力しなければならない。

（補助金の返還等）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付された補助金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) 法令若しくはこの要綱の規定に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行前に中小企業向けS B T認定を取得した交付対象者については、当該認定を施行日に取得したものとみなして、この要綱の

規定を適用する。